

事務連絡
令和2年3月23日

関係各位

今治市総務部契約課長

登録基幹技能者講習の実施に係る新型コロナウイルス感染症への
対応について（通知）

愛媛県を通じて国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長より、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、当該通知について、その趣旨をご理解していただきますとともに、貴団体会員に対する周知を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

記

・通知の概要

新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年3月末までに実施予定の登録基幹技能者講習の実施を延期することに伴い、講習修了証の有効期限が経過してしまった者については、特例措置として、その者から申請があった場合に当該有効期限を3カ月間延長することができることとした。（講習実施機関から証明書を発行）

本措置を受けた技能者を雇用する企業が受審する経営事項審査において、上記証明書が添付されている場合は、当該技能者を有効期限内であるものとして取り扱う。

（問い合わせ先）
今治市総務部契約課
工事契約係・工事検査室
TEL:0898-36-1560（直通）

元土第 937 号
令和 2 年 3 月 17 日

各 市 町 長 様

愛媛県土木部長
(公印省略)

登録基幹技能者講習の実施に係る新型コロナウイルス感染症への対応について (通知)

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長より、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

・通知の概要

新型コロナウイルス感染症への対応として、令和 2 年 3 月末までに実施予定の登録基幹技能者講習の実施を延期することに伴い、講習修了証の有効期限が経過してしまった者については、特例措置として、その者から申請があった場合に当該有効期限を 3 カ月間延長することができることとした。(講習実施機関から証明書を発行)

本措置を受けた技能者を雇用する企業が受審する経営事項審査において、上記証明書が添付されている場合は、当該技能者を有効期限内であるものとして取り扱う。

【問い合わせ先】

愛媛県 土木部 土木管理局
土木管理課 建設業係
〒790-8570 松山市一番町四丁目 4-2
電話：089-912-2644 FAX：089-912-2639
E-mail: dobokukanri@pref. ehime. lg. jp



元土第 937 号
令和 2 年 3 月 17 日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長
(公印省略)

登録基幹技能者講習の実施に係る新型コロナウイルス感染症への対応について (通知)

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長より、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、当該通知について、その趣旨をご理解していただきますとともに、貴団体会員に対する周知を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

記

・通知の概要

新型コロナウイルス感染症への対応として、令和 2 年 3 月末までに実施予定の登録基幹技能者講習の実施を延期することに伴い、講習修了証の有効期限が経過してしまった者については、特例措置として、その者から申請があった場合に当該有効期限を 3 カ月間延長することができることとした。(講習実施機関から証明書を発行)

本措置を受けた技能者を雇用する企業が受審する経営事項審査において、上記証明書が添付されている場合は、当該技能者を有効期限内であるものとして取り扱う。

【問い合わせ先】

愛媛県 土木部 土木管理局
土木管理課 建設業係
〒790-8570 松山市一番町四丁目 4-2
電話：089-912-2644 FAX：089-912-2639
E-mail: dobokukanri@pref. ehime. lg. jp

国土建労第 1466 号
令和 2 年 3 月 6 日

各都道府県主幹部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課長



登録基幹技能者講習の実施に係る新型コロナウイルス感染症への対応について

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和 2 年 2 月 25 日決定）が決定され、「イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する」こと等の方針が示されております。

本基本方針の内容を踏まえ、少なくとも令和 2 年 3 月末までに実施予定の建設業法施工規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 18 条の 3 に規定する登録基幹技能者講習については、講習の実施がやむを得ないと考えられる特別な事情が存する場合を除き、4 月以降に延期されるようお願いをしております。(通信教育にて実施する更新講習は除く)

更新講習の実施を延期することに伴い、次回の更新講習を実施するまでの間に講習修了証の有効期限が経過してしまった者については、特例的な措置として、その者から申請があった場合、有効期限を 3 ヶ月間延長することができることとしております。その際に、その者からの求めがあれば、本措置に伴い有効期限を延長した旨を明記した証明書を発行していただくよう登録基幹技能者講習実施機関に対し通知を行っております。

については、登録基幹技能者を雇用する企業が受審する経営事項審査において、講習実施機関の発行する上記証明書の添付がなされている際には、有効期限内であるものとして取り扱うようよろしくお願い致します。

